平成24年12月7日

【小早川委員長】 それでは、定刻になりましたので、平成24年度第2回国地方係争 処理委員会を始めます。

本日は、最近の地方自治に関する動きとしまして、9月5日に公布された地方自治法一部改正法律について、及び第30次地方制度調査会における議論の状況について、この2点について報告をしていただきます。係争案件がないときは、こういうふうに私どもの委員会の所掌事務に関連して何が起きているかということについての情報を共有し、意見を交換することが意義があるということで、そのようなことが今までも行われているようですので、よろしくお願いいたします。

本日の委員会につきましては、そういうことで報告案件のみですので、公開することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(他の委員から特段発言なし。)

ありがとうございます。

では、まず地方自治法の一部を改正する法律について、山﨑行政課長から説明をお願いします。

【山崎行政課長】 行政課長の山崎です。ご説明させていただきます。今日は、きちんとオープンに公開することにしておりますので、それを前提にご説明をさせていただきます。

今回の地方自治法の一部を改正する法律ですが、実は通常国会の一番最後のところでやっと通すことができまして、今後また、いろいろな係争案件等にも関係する可能性があるということで、ざっと内容をご説明したいと思います。

今回の改正は地方議会に関する点も多かったんですが、国地方係争処理委員会に関係する部分もございます。そこで、ご説明を申し上げます。

まず、簡単に地方議会制度の関係でございますが、現在の地方議会の会期は、国会と同じように定例会、臨時会と運用してきております。制度的にそういうふうになっておるわけでございますが、先般の改正で、定例会を年に4回と決めておったものを、定例会の回数は自分のところで決められると変えたわけです。その結果、定例会を1回にしまして、

例えば4月1日から3月31日までを会期にしてしまうという地方自治体があらわれてまいりました。そういう前提の中で、アメリカの基礎自治体等で毎週木曜日の夜7時から議会をやっているという例もありますので、今回、真正面から、そういう通年会期について位置づけをすることにいたしました。その結果、地方公共団体の議会について、条例により定例会、臨時会の区分を設け、通年の会期とすることができることとする、としたわけでございます。

注釈に書いておりますように、通年の会期というのは、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とする。そういう会期を選択した場合、議会は会議を決まって開く定例日を条例で定めることにする、長だとか教育委員会の委員だとか、そういう執行部の出席義務につきましては、定例日と議案の審議に限定する、長が議場に出席できない正当な理由がある場合には、議長に届け出れば出席義務は解除されるといたしております。これは、事実上かなり長期の会期にわたる定例会、臨時会もありますので、そちらも同様にしております。それから、議員修正により追加されたものでございますが、長等についてはそういうことでございますが、例えば執行機関、長の補助機関がございます。部長もいれば、課長もおりますが、そういう方々についても事務に支障を及ぼさないように配慮することが、努力義務規定で入っております。

臨時会の招集権でございますが、これは先般、鹿児島県の阿久根市で臨時会の招集請求をしても長が開かないという事態がございました。こういったものに対応するために、議長等の臨時会の招集請求に対して、長が招集しないときは議長が臨時会を招集することができるという条文を入れてございます。

議会運営でございますが、今までわりと細々決めておったわけでございますが、委員会の規定を簡素化するということで、条例に委ねることにいたしたということでございます。

④も議員修正により追加されたものでございますが、議会のいわゆる百条調査権でございます。やはり国会での議論では、百条調査権が必ずしも穏当に行使されていない部分があるというご指摘がございました。そこで、特に必要があると認めるときに限るという規定を入れてございます。

同じように、議員修正により追加されたものでございますが、政務活動費です。もとも と政務調査費ということで議員立法で入っておったわけでございますが、その交付目的を 調査研究ということにしておりましたので、使途が調査研究なのかどうかという議論がご ざいました。そこで、今回は「議員の調査研究その他の活動に資するため」と改めまして、 名称も政務活動費にする。ただ、そのかわりに、説明責任を自ら果たすという観点から、 経費の範囲は条例で定めることにしたわけでございます。あわせて、議長が透明性の確保 に努めることとするという条文も入ってございます。

次のページでございます。議会と長との関係、再議制度につきまして、一般再議の対象を条例、予算以外の議決事件に拡大するといたしております。これは、ご案内のように96条2項で、例えば市町村の総合計画等を議決対象にしている場合がありますが、それを否決した場合に、いわゆる熟議という観点から、もう一回、再議にかけて議決を取り消ししまして、過半数で通すんでございますが、再議にかける余地を認めたらどうかということでございます。

それから、専決処分でございます。これも、鹿児島県阿久根市であった例でございますが、議会の同意なしに副市町村長を選任したという例がございました。やはり非常に大事な職務でございますので、これは議会の承認を得て任命すべきではないかという議論がございまして、専決処分の対象から除外する。

あわせまして、条例と予算は、議会の本質的な権能と言われておるわけでございますが、 それについて専決処分をした後の議会で不承認になったら、長は必要と認める措置を講じ て議会に報告しなければならないという条文を入れてございます。

- ③でございますが、これもある団体で条例を公布しないという議論がございました。そういった意味で、長は条例の送付を受けた日から20日以内に再議に付す等の措置を講ずる場合を除き、当該条例の公布を行わなければならないという明確な義務を規定したということでございます。
- (3) でございますが、これは直接請求の制度でございまして、大規模な団体につきまして若干の署名数要件の緩和をしたということでございます。
- (4) のところは当委員会に関係しますので、別紙の資料2をごらんいただきたいと思います。

地方分権一括法でつくりました地方自治法は、国から地方公共団体に関与をして、是正の要求とか、是正の指示等をした。その場合、地方公共団体のほうは法令の解釈が国と違っていて、是正の要求とか是正の指示に従わない場合がある。そのときに、現行の制度が想定しておりますのは、それは言い分があって従わないのであるから、地方公共団体側から国地方係争委員会に審査の申出をするだろう。審査の申し出があれば、30日以内に国地方係争処理委員会で議論をして、地方公共団体のほうの言い分に分がありましたら勧告

等の措置をする。国のほうが正しいということであれば、理由がないというふうに処理を するようになってございます。その場合、もし地方公共団体側に不服があれば、さらに高 等裁判所に訴えることができるわけでございます。

ところが、今回、想定してないことが起こっておりましたのは、是正の要求を国側から 出したのであるけれども、特段争うことをせずに、審査の申し出もしないで、そのままの 状態で放置をするということが起こっております。そういったときに、法令の解釈につい て、どこかでやはり確定すべきではないか。国側はこう思っている、地方側はこう思って いるということでは、やはり法治国家としてどうかという議論がございました。

そこで、この場合、国側から高等裁判所に違法確認訴訟を提起できるという規定が入ったわけでございます。これによりまして、法令の解釈の最終確定機関であります裁判所で、この解釈が確定されるというスキームを今回とりまして、これが改正条文に入りました。

⑤は、一部事務組合、広域連合につきまして、脱退の手続の簡素化だとか、あるいは一部事務組合の議会を置かずに、構成団体の議会をもって組織することができることにするとか、広域連合に理事会制を入れるというような改正をしております。

以上が地方自治法の改正でございます。よろしくお願いいたします。

【小早川委員長】 ありがとうございます。

では、ただいまのご説明について、ご意見、ご質問ありましたら、どうぞ。

【髙橋委員長代理】 1つよろしいでしょうか。

【小早川委員長】 はい、どうぞ。

【髙橋委員長代理】 (4) の違法確認訴訟制度のところですけれども、今までもこの 点はいろいろ指摘されていて、地方公共団体が何もしなかった場合にはどうするのかと言 われてきましたが、実際にこういう制度を導入しなければならないほど、結構目立つよう になってきたということですか。

【山﨑行政課長】 具体的に申しますと、住基ネットの接続をめぐりまして、国立市とか、矢祭町が、是正の要求をするように総務省から県に指示をして、是正の要求を県が出したんですけれども、争わないというケースはございました。ただ、先般申しましたようないろいろな自治体での事例の中で、おそらくそういうことにもなり得るのではないかというのは結構あります。例えば、鹿児島県の阿久根市で、知事側が是正の勧告をしたけれども、あるいは助言をしたけれども、それは解釈が違うという議論もありました。地方分権が進んで、対等協力関係という考え方も強くなっておりますので、こういうことは起こ

っているし、これからも起こり得るであろうということで、違法確認訴訟でございますの で、違法を確定するための訴訟を今回入れさせていただいたということでございます。

【髙橋委員長代理】 仮に違法が確認された後は、どうなるのでしょうか。

【山﨑行政課長】 確認の効果がどれだけあるかという議論は、実はこれは牧原先生が入っていただいた研究会で議論を詰めていたわけでございますが、執行力があるわけではありません。そういった意味で、そういう疑念はまだあるかと思います。ただ、私どもとして今、立案をしましたのは、当面の立法事実として出てきた事例を見たときに、まず最小限の改正をすべきであろう。その後、もし違法確認訴訟の結果に従わない場合があった場合どうかというのは、その次の段階であろう。

あわせまして、一般に行政に対する執行力がシステムとして非常に薄うございまして、なぜ国と地方の関係のところだけ執行力を与えるような措置をとるのかという議論もあろうかと思います。そういった意味で、今、行政の義務履行確保についていろいろな議論がある中で、この部分だけ突出して執行力を高めるようなことをしなかったという部分がございます。率直に申しまして、こういう訴訟をやった後、もしものことが起こったときに、また次の議論を展開する必要があると思ってございます。

【牧原委員】 では、1つだけ。地方行財政検討会議からずっとこういうことを議論してきたのが一つ形になったんだと思うんですけれども、例えば地方議会制度とか、議会と長との関係、そこでかなり議論したテーマ、例えば議会の会期なり、議会のあり方等を含めて、まだまだいろいろ今後、検討できる論点はあろうかと思うんですけれども、当面、この種の改革はここで一つ区切りになって、今は、例えば地方制度調査会では大都市制度についての検討をされているようですけれども、この主の検討というのはとりあえずここで一旦中締めというか、そういう感じなんでしょうか。

【山﨑行政課長】 行財政検討会議の議論をまとめて、当面、早く措置をしなくてはいけないものを措置したということになっていまして、そういった意味では議会改革でさまざまな議論がございますし、行財政検討会議では実は監査のことが宙ぶらりんになってございます。そういった意味で、当時、抜本的に議論するようにした二元代表制の議論だとか、具体的に議論を進めてきた監査の話とか、これはさらに検討が必要だと思っておりまして、今回の地方制度調査会では大都市と基礎自治体と議会ということになっていますけれども、おそらく第31次地方制度調査会とかが立ち上がるときには、そういう積み残しのテーマがまたきっちり議論されていくことになるのではないかと思います。

【渡井委員】 それでは、私からも違法確認訴訟の新しい制度についてお伺いしたいんですけれども、是正の要求や指示にも従わず、かといって審査の申し出もしないというのは、やはり一定の地方公共団体の考え方のもとで事務をやってしまいたいということだと思いますので、そういった発想からすれば、違法確認訴訟というのはあまり望ましいものではないと自治体側には映るかと思うんですけれども、そのあたり、この制度の導入ということについて、地方公共団体から何か意見なり、反応なりということはございましたでしょうか。

【山﨑行政課長】 率直に言って、地方六団体側も、自分たちは法律を守るとおっしゃっていまして、法律を守るのであるから、法律の確定的な解釈を高等裁判所に持ち込むことについては理解をすると、こういう議論であります。ただ、国会の審議においては、抵抗権というものがあるのではないかという議論とか、そういうことは一部の会派から出ておりましたけれども、地方公共団体側は、基本的には法律には従っているとおっしゃっておるものですから、これについて特段に、当初は別としまして、理解を得られないことはなかったということでございます。

一瞬見ますと、見方によって関与が強まったという見方をする方がいらしたわけですが、 実態の議論としては、違法だということを確認するだけなので、新たな関与ではないので、 そこについては了解をいただいているという感じでございます。

【渡井委員】 ありがとうございました。

【小早川委員長】 当初の第1次分権改革のときに、このアイデアはあって、しかし、 そのときはやはり地方側の抵抗というか、消極的な姿勢もあったと記憶していますが。

【山﨑行政課長】 そこは、まずあの時の議論でいけば、国地方係争処理委員会は第三者機関として裁定権を持つというのが一番初めに議論としてあったわけです。ところが、裁定権まで持つと、各省の分担管理をしている大臣のやった行為を裁定して覆すというのは、非常に広範な争訟を処理する権能を持っているので果たしてどうなのかという議論になって、勧告権にとどまったわけです。

そこから議論が派生しまして、当時、例えば是正の要求なりをかけて争わなければ、不可争力がきくとか、あるいは拘束力が発生するということで、それ以上、確認訴訟に持ち込むとか、各省側から国地方係争処理委員会に持ち込むのはどうかという議論がありました。

特に、当時のことで記憶しておりますのは、そうなると1回目の是正の要求は聞かなく

てよくて、国地方係争処理委員会に持ち込まれて初めて是正の要求がほんとうになるという運用になるということを、実は危惧をされたと記憶しているわけです。ただ、是正の要求を出して30日たてば、もう争えないんだから違法が確定するんだという解釈が強かったわけです。だから、違法が確定しているものを確認してもどうかという議論だったと思うんです。私も当時、立案をしておりましたけれども、どちらかというと地方公共団体側というよりも、そういう各省の分担管理原則の中から、しかも当時でいうところの、上下関係ではありませんが、是正の要求を出されたら従わなくてはいけないという部分について、大分議論をされたように思います。

その結果としてまとまったことについて、実は案をお示ししましたら、閣議決定で分権 計画をつくるときにこういうふうにしたわけですけれども、地方公共団体側からも、自分 たちは必ずそういうときは争うので、別に国側から出さなくてもいいのではないですかと いうような議論があったように記憶しております。

【小早川委員長】 おそらく政府部内での調整、立案、法案化過程での決め手は、今のような法律論だったんだろうと思うんです。ただ、私の感覚では最初からやはり、分権と言いながらこれは逆ではないか、という非常に素朴な反応があったような気がしているんですが。

【山﨑行政課長】 確かに、そういう反応もありましたけれども、結局のところ、世に 出るまでに片面的な制度にしてしまったので、そこについて何か、初めから両方が争うよ うにつくっていればいろいろご指摘はあったと思うんですけれども、これでいいではない かという感じになっていたので、顕在化するまでの間におさまってしまっていた部分があ るような気がしますが。

【小早川委員長】 ああ、そうですか。

(地震のため中断)

【小早川委員長】 それでは、余震に注意をしながら議事を再開いたします。

違法確認訴訟に関しては、今回の議論の中では、係争処理委員会を引っ張り出すという ことはなかったんですね。

【山﨑行政課長】 そうですね。

【小早川委員長】 つまり、先ほどご説明あったように、最初のときの制度設計が、是 正要求はひとり立ちしていて公定力、拘束力があるんだ、だから国がさらにこの委員会に お墨つきをもらうことは必要ない、ということだったわけですよね。 【山﨑行政課長】 当初はですね。

【小早川委員長】 だから、そのことを前提にしているから、今度、駆け込むとすれば 裁判所しかない。

【山﨑行政課長】 若干、牧原先生の前ですけれども、研究会での議論は、公定力とか、 拘束力とか、不可争力という部分について少し揺らぎが生じていまして、やはりそれぞれ の解釈はあるであろうと。そこまで争わなかった地方公共団体なので、もう国地方係争処 理委員会でご審査いただくよりも、直接に裁判所に行ったほうが法的な紛争の解決手段と して早いのではないかという議論だったと思います。

【小早川委員長】 もう最初から結果が見えている話だと。ちょっと乱暴な言い方かも しれませんが、そういうイメージですか。

【山﨑行政課長】 国地方係争処理委員会にかければ、是正の要求が、第三者機関で違法でないと言っていただいたのだから従うという事態が、あまり想定できないのではないかと。国地方係争処理委員会も行政部内である限り、争わずに無視するという挙に出た自治体であれば、また逆に国地方係争処理委員会に理由なしに従わないという話になってくると、行政部内に設けられた国地方係争処理委員会の、ある意味では地位の問題にもなり得るわけですね。それで今回は、言葉は悪いですけれども、かなり確信犯的な地方自治体であるとすると、裁判所に持ち込んで議論したほうがとなったんだと思います。

ですから、当初の感じでいけば、国地方係争処理委員会を経由するやり方ももちろんあったと思いますけれども、紛争の解決のほうを迅速にと考えた部分の要素が強くなっているように思います。先ほどおっしゃったように、裁判所の確認判決に従わない場合も十分に考えられるような自治体だろうと思うものですから。

【小早川委員長】 最初から、未解決の問題を抱えながら制度ができているわけです。 それをさらに、やはり気になるねということが具体的なケースでも出てきて、それでもう 一度やっているのだけれども、どうもしゃきっとおさまらない気がしますね。

【牧原委員】 やはりある意味で、この規定、この制度の創設によって、この委員会のあり方もある段階で検討する可能性もあるということでしょうか。

【山﨑行政課長】 やはり当初の裁定機関としての性格を持っておれば、必ずここを経由したと思うんですね。裁定で別のこともあり得るのだからという話になったと思うんですね。当時の議論からすると、各省大臣の分担管理原則というところが相当、内閣官房的にもあったものですから、そこをおっしゃるように分権が進んだ目で見てみると、各省の

分担管理原則よりも、国地方係争処理委員会の裁定力を強めるほうがより直截的だという 話になってくれば、そういう議論もあり得るのではないかと私は思いますが。

【小早川委員長】 この件に関しては、ほかにはどうでしょう。

別の点ですけれども、一部事務組合等からの脱退手続の簡素化というのがありますよね。

【山﨑行政課長】 はい。

【小早川委員長】 これ、広域連合は対象外とするとなっているんですが、基本的な考え方として、広域連合をなぜ外したか、ひょっとして今度の出先改革と何か関係があるのかと、ちょっと勘繰るわけですが。

【山崎行政課長】 まずありますのは、このもともとの動機は、市町村合併が進んで、今まで構成団体が5つも6つもあったような一部事務組合とかが、2つでおさまっているとか、3つでおさまっているというような例が出てきたんですね。そうすると、例えば清掃工場とかを運営しているというようなわりと単純なことをやっているとすると、議会を置いた別の地方公共団体として運営していくほうがいいのか、それとも、もう事務委託とか、それがいいのではないかという議論があり得るわけです。往々にして、中心的な都市の負担も結構多いものですから、そこまでやるのかどうかという議論はあるんですが、現在の規定でございますと、構成団体全ての議会で議決をしないと抜けることはできないとなっております。少し下世話に申しますと、持ち出しをしながら一部事務組合を中心市として運営している状態がいいのかどうかという行革的議論もあります。そこで、一定の期間、通告をして、通告をしてしまえば財産処分の議論とかをした上で抜けられるとして、新しい展開を図っていこうというのがもともとの意図でございました。

広域連合を対象外としたのは、実は出先の話ではなくて、制度上、広域連合には直接、権限移譲ができるとなっているわけです。そうすると、構成団体としては1回も処理したことのない事務が広域連合に来ている可能性がありまして、抜けてしまったら、その後始末をどうするのかというのは相当大変になる可能性がある。今回は、むしろ、わりとシンプルな事務をしている一部事務組合について、少しリストラクチャリングを図っていこうかという感じで、今回の議論は進んだということでございます。ですから、市町村合併が相当に進んで構成団体が少なくなっているという部分が影響しております。

【小早川委員長】 ああ、そうですか。

このことと関係するかどうかわからないんですけれども、最近の判例に出てきたもので、 脱退ではなくて組合の設立のための交渉過程で、あれは葉山でしたか、廃棄物処理関係の 組合の設立に加わると言っていたのが途中でやめたということで、損害賠償請求だとかいう話になって、裁判所は信義則にてらしてやはり抜けたのは悪いというようなことを言っているのがありましたよね。一方で、合併の結果はおっしゃるとおりなんですけれども、それとは別に、さらなる広域行政、自治体間連携の必要というのも全国的にあるだろうと思うのでして、その辺についてはなかなか、ジレンマがあるのかなという感じ、単なる感想なんですけどね。

【山崎行政課長】 確かにそういうところはあります。我々のほうで議論をしましたのは、新たな連携関係とか、新たな協力関係が必要になってきているんですね。例えば、新たに協議会を組んでもらうとか、新たに機関の共同設置をするとか、市町村合併を一区切りしたわけですから、そういう新たなことをしなくてはいけなくなっていると思うんですが、団体側からしますと、1回始めるとみんなのオーケーが出ないとやめられないとなると、相当覚悟を持って広域連携を始める必要が出るという議論があります。

定住自立圏のときに議論したんですけれども、例えば道路が1本できますとつながり方が変わるとか、あるいは商圏が変わるとか、病院が変わるとか、やはりこの30年、40年に起こっていることは、基本は昔の郡単位であったとしても、随分つながりの深い自治体の関係が変化しつつあるわけです。そうすると、30年前はこれでよかったんだけれども、次の連携関係は別のところとやりたいというのも出ているんですね。ところが、先生おっしゃったように、それを1回始めると合同行為ですから抜けられないとなりますと、新たな連携関係をつくるのも、相当議論をした上で、腹を決めてやらなくてはいけなくなるわけです。

私どもとしては、これから人口減少していくという前提に立てば、やはりもう少し気軽に連携を始めてもらわないといけないのではないかという気がしております。

【小早川委員長】 なるほど。そうすると、1回協議を始めましょうと言ってから途中でやめたぐらいで損害賠償をとられるというのは、ちょっときついと。

【山﨑行政課長】 そうしますと、逆に言うと協議に入れないとか、連携関係を構築する協議に入ったら信義則でと言われてしまうと、やはり単独でやっていくのが原則だねとなるのではないかと思ったりしまして、もう相当に人口が減少しますから、そんなふうに協議の開始もできないようでは困るのではないかと思ったりはします。

【小早川委員長】 地方自治法の一部改正については、他にいかがでしょうか。では、 よろしいでしょうか。 それでは、次の議題に移らせていただきます。第30次地方制度調査会における議論の 状況について、これも山﨑課長から説明をお願いいたします。

【山﨑行政課長】 資料4でございます。地方制度調査会で、今、中間報告の素案をお示ししたところでございまして、これからの段取りは、12月13日にこれに対して六団体から意見をいただく。それで、今、総会が年内に開ける状況にありませんので、衆議院議員の先生方いらっしゃいませんので、年内に小委員会の中間報告としてまとめるというふうに段取りをしてございます。

ざっと申しますと、今回、大都市等をめぐる中間報告でございまして、1番目のところに書いているのは、先ほどの議論と少し重なるんですが、やはり人口減少社会となっていることを前提に国のあり方を考えていくという議論。その中でも、経済を持続可能にしていく、国民が全国で安心して快適な暮らしを営んでいけるような国づくりを考えていく。そういう場合に、ここは大都市に限っておりませんが、暮らしを支えて経済を牽引していくにふさわしい核となる都市とか、その圏域を戦略的に形成していくことが必要だとしております。一方で、三大都市圏の人口の比重は再び高まっていく見込みだ。そういった意味で、三大都市圏とか、地方の中枢都市を核とする圏域が、引き続き我が国の経済を牽引する役割を果たすことが必要であろうという問題認識をしている。

その中で、大都市圏について言うと、三大都市圏では、今後、極めて短期間のうちに高齢化が進行するので、高齢化対策をしっかりやる必要がある。それから、出生率の回復という意味でも、若い世代が比較的大都市圏に多いものですから、この議論が必要だろう。それから、この前のトンネル事故が起こる前に書いた文章でございますが、社会資本について、高度経済成長期に整備したものが一斉に老朽化してくると。これをどうするかというのが、特に大都市圏では先に整備をしましたので、議論になるだろう。それから、先ほど地震がありましたが、東日本大震災を教訓として、大都市圏域においてどういうふうに災害時に対処するかという課題もあるだろう。一方で、通勤、通学、経済活動の圏域というのは、首都圏、名古屋圏、関西圏とも都道府県域を超えるようになっている。そういうところをどうするのか。

地方の中枢都市圏のほうは、三大都市圏に先行して、既に高齢化とか人口減少に直面している。そういった意味で、大都市圏からも人の流れをつくるために、地域を支える拠点の構築が課題であろう。地方の中枢都市を核に、都市機能、生活機能を確保するということで、都市構造の集約化を図っていったらどうか。

そういう中で、地方自治制度はどうかということなんですが、今のような課題は個別法の見直しも必要ですし、重点的な社会資本整備など、国として戦略的に実施していくことが必要だと。これと並んで、指定都市制度は昭和31年に創設させてから枠組みが変更されていない。それから、東京についての都区制度は、昭和18年にできてからほかの地域に適用されていない。こういうことについて、議論することが必要な時期が到来したのではないか。一方で、さまざまな地域でいろいろな提案が行われています。今回、大都市における効果的、効率的な行政体制の整備、住民の意思がより適切に行政に反映される仕組みづくりについて、地方自治制度の改革によって対応すべき点を検証して、解決方策を示すということです。

具体の案でございますが、3ページ以降でございます。

指定都市の問題では、二重行政の問題が顕在化しているということ。その二重行政というのは指定都市だけの問題ではないんですが、指定都市では規模能力が特に高いということと、県庁所在地が多いということで、やはり深刻化したんだろう。これをどうするかが1点。もう1点は、市役所の組織が大規模化しまして、カバーするサービスも幅広いため、住民との距離が指定都市では相当遠くなっているのではないか。このときに住民の意思をどう反映するかというのが2番目の課題としてございます。

そこで、具体的な方策といたしまして、二重行政の解消を図るために、4ページでございますが、まず法定事務を中心に、指定都市区域で処理している事務全般について検討して、できるだけ処理主体を一元化したほうがいいだろうということで、指定都市側にできるだけ事務を移譲していこうということを出してございます。どういう分野かというと、都道府県から指定都市に移譲する事務としては、土地利用の分野、対人サービスの分野を中心として検討しよう。その際、少なくとも県費負担教職員の給与負担とか、都市計画区域の配備、開発及び保全の方針に関する都市計画決定、いわゆるマスタープランですけれども、さきの分権改革推進委員会の1次勧告でももう移譲せよとされているものでございますので、こういったものについては移譲を基本として検討を進めるのではないか。

あわせまして、事務の移譲によって新たに生じる財政負担は適切に財政措置は必要なんですが、県費負担教職員のようなものは非常に財源のロットが大きゅうございますので、そういうものを渡す場合には、税源の配分も含めて財政措置のあり方を検討すべきだろう。税源の配分という言葉にしましたのは、税源移譲もあれば、税と結びついた交付金もあるという考え方をしてございます。

そういう事務の移譲、財源の移譲と並びまして、調整システムが要るだろうということが次でございます。協議会を指定都市と県とがつくることを制度化したらどうか。あわせて、そこでもし話がまとまらない場合、5ページでございますが、自治紛争処理委員による調停はもちろん今も利用可能なんですが、何らかの裁定等の仕組みを設けて、裁定までは来ないで自分たちで折れ合おうというところで、何とかなるようにできないかと考えてございます。だから、二重行政の排除は、事務移譲、税財政の配分、もう一つは調整システムを入れることで解決できないかということでございます。

5ページでございますが、住民自治のほうでございます。

これは指定都市全般というわけではないんですが、とりわけ人口が非常に多い指定都市は、大阪でいろいろな問題が起こりましたけれども、住民がより積極的に行政に参画しやすい仕組みを構築するということで、区の役割を拡充することをしようと。区の見える化といいますか、そういうことをやっていこうと。その方策として、条例で市の事務を、区が専ら所管する事務と市役所のほうで所管する事務とに分けてしまったどうか、そこを検討したらどうか。

そのときに、区側に、例えば区役所の人事権、それから予算の提案権、そういったものについて区長に与えたらどうか。財産の管理権みたいなものも区長に渡すということはどうだろうか。そういうような権限を独自に持たせるとすると、今の一般の職員のうちから任命するとしている区長というのは少し立場が弱いのではないか。例えば、副市長並みに、市長だけではなくて議会の信任も得ている、議会の同意を得て任期のある特別職とすると、そういうことを考えたらどうか。区長を公選とすべきかどうかについても、引き続き検討するとしてございます。

それから、実は大阪で、小中学校の数が非常に多くて、市の教育委員会で管理するのはなかなか難しいという議論がありましたので、区単位で教育委員会を置くとか、あるいは区単位の市教育委員会事務局を置くとか、そういうことも可能にしたらどうかということにしてございます。

そういったことにあわせまして、今度は議会のほうでございます。そうなると、区が独 自の権能を持ちますので、それに対する監視権だとかチェック機能を持ったほうがいいだ ろうということがございます。そういう意味で、区議会とまではいかないんですが、市議 会の中に区単位の常任委員会を設けることにしてはどうかということを挙げてございます。 それが指定都市でございます。 6ページでございますが、中核市・特例市制度です。

中核市と特例市は6年と11年に設けられた制度ですが、住民に身近な権限をできるだけ移譲していくということで非常に役割はあった。23年8月の第2次一括法で、実は市全般に権限移譲が進みました。そうすると、特例市特有の事務が著しく減少していると。そういう中で、さらに権限移譲を規模能力に応じて進めていくための方策として、人口20万人以上であれば保健所を設置することによって中核市となり得るということで、両方の制度を統合したらどうかということを提案してございます。

都道府県からの事務移譲については、条例による事務処理特例制度を活用していくことが必要だろう。実は、特例市・中核市の姿が、人口では共通しているんですが、相当多様になってございます。ベッドタウンの中核市・特例市もあれば、地域の中枢都市みたいなところもございます。一律がなかなか難しくなるので、一定の事務の移譲は法令で行うけれども、条例による事務処理特例制度を活用することを検討したらどうか。

ただ、ここで中核市・特例市側から、条例による事務処理特例制度は必ずしもうまく機能していないのではないかという議論がありましたので、本来は両者間で適切に協議が行われて、財源も適切にというふうに運用するつもりであるわけでございますが、都道府県側の意向が強く反映されているのではないかとか、事務移譲に伴う財政措置が不十分ではないかという懸念も存在しているため、その運用のあり方について引き続き検討するとしてございます。

住民自治の拡充については、地域自治区等の仕組みを活用してくれという話と、実はここでの問題提起は、中核市・特例市は人口が多くて、例えば市会議員の数も多いんですが、大選挙区1つでやっておるわけですが、それでいいのかどうかという議論を出しております。もちろん、条例で選挙区に分けることはできるんでございますが、そういうことをやっているところはあまりございません。合併を経過したところぐらいでございます。これについて、実は選挙区ごとに割るほうがいいという意見と、やはり市なので市全体で選んだほうがいいという意見がございまして、引き続き検討にしてございます。それから、ゲリマンダーになるのではないかという議論もあります。その際には、選挙区の設定方法をどのように考えるかといった視点が必要だとしてございます。

④は別の観点でして、中核市・特例市の中でも地方の拠点である都市があるでしょう、 そういうものは、やはり周辺の市町村と適切な役割分担を行って、圏域全体の連携を進め るため定住自立圏の考え方が有効だと。そういう都市の担うべき役割と、財政措置につい て検討すべきである。

あわせまして、基礎自治体論をやるときに、例えば中心市と周辺市町村は、今は民法上の協定みたいな、規約みたいなことをやっているんですが、何らかの規約をつくる、それに地方自治法上、何か効果を与えさせるというようなことも含めて、これから議論していったらどうかということでございます。

7ページ以降は、都区制度でございます。

都区制度は、基本的に平成10年の改革以後はいじってないわけです。

8ページでございますが、都側と特別区側でいろいろ事務移譲について議論をしております。都側は、特別区が合併をして再編が進むことが事務移譲の前提だと言っているわけです。ですが、人口規模のみで考える必要はないだろう。千代田区等、ものすごく財政力のある住民の少ない区もございます。都から特別区に移譲すべき事務としては、特別区側の非常に希望の多いのは児童相談所です。こういうものも考えられるだろうが、そのときには専門職を適切に確保する観点から、小規模な区の間で連携するというような工夫をやるべきだろう。

ただ、実は特別区の規模が、80万人以上の特別区もあれば数万人の特別区もあるとばらばらになってございますので、一定の事務移譲は法令で行うけれども、その他についてはやはり条例による事務処理特例制度を活用する方向で検討すべきではないか。ここで新基準を出していますが、その際には都とそれぞれの特別区の協議によりとしております。これは、今まで23区いつも一緒にやってきたわけですが、今後、ある程度大きな規模の区にはこうこうこうだし、小さな規模の区にはこうだということもあっていいのではないかということを表現しているわけでございます。

それから、やはりこれからの高齢化、それから社会資本のことなどを考えますと、特別 区の区域の見直しも検討することが必要だということで、やはり再編、合併も必要ではな いかとしてございます。

都区協議会の議論は、裁定まで考えようかと思ったんですが、都と特別区の両方から裁定までする必要はないという議論がありましたので、ここは引き続き検討にしてございます。

それから、地域自治区の活用ということと、先ほどの中核市・特例市と同じように区議 会議員の選挙区の問題は引き続き検討にしてございます。

9ページでございます。ここは大阪関係です。

特別区制度というのは一般制度なんだけれども、制度創設時には東京都以外の地域に適用することは想定外だと。仮に東京都以外の地域にやるとすると、例えば大阪市の存する区域など、東京都の特別区に近い地域というのは考えられるだろう。一方で、8月に議員立法が成立しまして、東京都以外の人口200万人以上の区域に特別区を設置する場合の手続が確定した。その法律に基づきますと、事務分担、税源配分、財政調整というのは、法制上の措置を講じる場合には総務大臣と協議が必要となっています。こういうことを中心に、留意点を明らかにしていくというスタンスでございます。

総括的な留意点として、もともと二重行政の排除とか、行政の効率化ということを言っていましたので、そういう住民の期待に応じたものとするように留意すべきだと。それから、長年存在してきた指定都市を特別区に分割するのは初めてのケースとなるので、分割される事務の処理にかかる費用とか、コミュニケーションコストが増大するといった懸念には適切に対応してくださいと。それから、特別区に市を割ることによって、国の財政に影響があるとか、他の地方自治体の財政に影響があるということはないようにしてください、ということを入れてございます。

10ページ、事務分担のことが書いてございまして、地方制度調査会としては、現在、都側で処理している事務については府がやることが基本なのではないか。あわせて、今、特別区がやっている事務でも、例えば保健所のように専門職員の確保が必要な面、それから国民健康保険のように保険財政の規模が必要な面がありますので、そこまで移すかどうかというのは、府のほうがやったほうがいいかもしれないかという観点も入れてございます。それから、仮に大阪が言っているように、特別区に中核市並みの事務を与えるとしますと、現在の東京の特別区もやっておりませんので、円滑に処理できるかどうかということを特に留意してくれと。

そういった意味で、これは地制調の委員から出た議論ですけれども、今、現に大阪の行政区が処理している事務を出発点として、どの程度の事務を加えれば今回の特別区を設置した意義が出るかということも、発想方法としてあっていいのではないか。東京の特別区も、先ほどはしょりましたが、長期間やって順々に事務がおりておりますので、そういう時間軸の観点も要るのではないかということを入れてございます。

それから、税源配分、財政調整ですが、きれいに事務を分けますので、それに応じて適切に配分されることが必要になる。やはり税源の配分と財政調整とを、うまく組み合わせなくてはいけないと言ってございます。その際に、特別区間で偏在度の大きい税は調整財

源に使うことが基本なのではないか。

税源の配分に当たっては、実は大阪側から、都市計画税とか事業所税のような目的税も 財政調整に使わせてくれという議論がありますが、やはり目的税というのは応益負担になっていますので、そこを混ぜて使えるわけではないということで、留意すべきとしてございます。

指定都市を特別区に分割にした場合、地方交付税については、現行の都と特別区に適用 しておりますように、特別区のある地域を1つの市とみなす、それから大阪府を普通の県 とみなして交付税を適用するという都区合算制度というのが基本になるだろう。これは大 阪にも異論がありませんので、現在の東京と同じようにそういうことをするのではないか。

10ページの最後に書いていますのは、特別区側で処理する事務が多いほど、特別区の規模が小さいほど、分割される事務の処理に要する経費は増加するので、そこに注意してくださいということでございます。

11ページ、調整三税というものがあるわけです。固定資産税と法人市民税と特別土地保有税を、現在、特別区のある地域では東京都側が取っています。普通は市の税です。それで足らない場合があるときは、何らかの財源を用意しなくてはならないでしょうということを言っています。

その結果、ここに書いていますのは、例えば事務分担が非常に特別区のほうが少なくて、 税源配分もあまりなくて、財政調整のあり方も非常に不安定なものをつくったとすると、 平成10年の地方自治法改正で、今、東京都の特別区は基礎的な地方公共団体として位置 づけられていますが、そういうものと違うものになる可能性もあるので、注意してくださ いということを言っています。

それから、財産処分とか職員の移管について、基本は事務の分担に応じてやってください。市町村合併のときとかみたいに、職員の身分取り扱いについて公平性を言っていますから、これとの均衡にも注意してくださいということを言っています。

11ページの下は、特別市のことを書いています。特別市は、県から抜けてしまうというものです。これについて、意義はあると考えてございます。ただ、意義がある中で、留意点としてなかなか課題も多い。

12ページですが、ほんとうに二層制をとらなくていいのか、特別区みたいな区議会と 区長と法人格というものを置かなくていいのかという議論がある。少なくとも過去の特別 市も区長公選だったので、ここぐらいまでは考えなくてはいけないだろうということを入 れています。それから、完全に県の区域から抜けて事務を分けたとき、警察事務などをどうするか、これは大丈夫なのかどうかということ。税収が全部市側に行ってしまいますが、 残存部の県がそれでうまく働けるかどうか。指定都市側は、実は20の指定都市全部と言っているんですが、そうなると67の広域自治体体制というものをつくることになりますが、それがいいのかどうかということを入れてございます。

そこで、当面の対応としては、まず指定都市に事務と税財政を可能な限り移譲するということで、実質的に特別市に近づくことを目指すということで、新たな大都市のカテゴリーを創設する場合のさまざまな課題については、引き続き検討を進めていくということにしております。

12ページには、三大都市圏域で都道府県の区域も超えた生活圏が広がっているので、 そこの調整システムをどうするかという議論を入れておりますけれども、ここはまだまだ 検討が必要となってございます。

以上でございます。

【小早川委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問どうぞ。

いろいろなところに裁定の仕組みを検討するというのが出てきますが、制度が多層化、 重層化してくると、そういう話になる。理論的にはそういう問題ですけれども、やはり抵 抗が多いんですか。

【山﨑行政課長】 もともとは、「府市合わせ」という言葉を大阪が使っていまして、府と市が調整がうまくいかないという話をされているわけです。今のように、例えば同じ会派で知事さんと市長さんがいらして、議会も同一会派で占めていらっしゃるから大丈夫ではないですかという議論をするんですけれども、そうでないときにもうまく一つの結論にたどり着けるようにすべきだというのが、実は大阪の府市統合本部での議論なんですね。

そういう課題を、もし大阪のような解決方策をとらずに、指定都市をそのまま存続させて行うとすると、こういう決めるシステムが最終手段として要るのではないかというのが我々の考えなんですが、実際これを進めていくと、ひょっとするといろいろ抵抗があるだろう。特に、先ほど申しました東京都と特別区は、自分たちは今までうまく妥協できている、それを国にまで持っていきたくないということを東京都は相当言っていて、特別区もそうだなという感じでいらっしゃるということです。

指定都市側は、こういう裁定についてはやはり好意的です。だから、むしろ都道府県側

かどうおっしゃるかというのがこれから出るかもしれません。

【小早川委員長】 それはそうですね。ほんとうの実力はともかく、何となく都道府県のほうが上にいるような、うさん臭い存在で、そこでトラブルが起きたときにはもっと上に行ってやろうという発想にはなるのかもしれませんね。そうすると、上には何がいるのか、どこなのか。

【山﨑行政課長】 実は、もともとは自治紛争処理委員が調停だと、それに裁定権限も持たせておけば調停でおさまるのではないかと、ちょっと初め思っていたんです。この場合だと、総務大臣が自治紛争処理委員を任命しますので、そのシステムでいいかなと思っていたんですが、そうすると全般的に自治紛争調停に裁定をくっつけるかという議論に拡大する可能性もあるので、そこまでは、少し勇気がありませんで、何らかの裁定ということにしていて、大都市に特有のそういう裁定システムをつくるかどうかを考えていかなくてはいけないと、今、思っているんです。国地方係争処理委員会に持ってくるという手は確かにあると思いますけれども、そこら辺はいかがですかね。

【小早川委員長】 まあ、片方が国ということではないからね。

【山﨑行政課長】 そうなんですね。

【小早川委員長】 それと、裁定という場合は、調停と違って規範が要るわけですよね。 そういう県と大都市の間の対立について規範がちゃんとあるのかな。

【山﨑行政課長】 そこの議論は、法律上の争訟ではおそらくないと思うんですね。ですから、そこは変な話ですけれども、持ち込まれるとオールマイティー権限を、自治紛争処理委員なのか、大都市何とか係争処理委員かわかりませんけれども、これからもう少し検討は要るんだろうと思います。ただ、ほとんどの争いは法律上の争訟ではないと思うんですね。調停と裁定の違いというのは、調停は両方ともが受諾をしなくてはいけないわけです。それで随分いろいろなことが起こっているわけですが、国際司法裁判所ではありませんが、持ち込まれたらとにかく議論して、調停に応じなくてはいけないというふうにしたいということなんですね。ですから、どちらかといえば、裁定ということまでしなくてもいいように調停に応じてもらいたいということなんです。

【小早川委員長】 脅しではないけれど、最後の締めがありますよということで裁定を 用意しておく。

【山﨑行政課長】 それであれば、大抵の場合は調停でおさまるようになるのではないかと思うんですが。あるいは、裁定まで持っておけば国には来ないのではないか。自分た

ちで折れ合うというインセンティブが働くのではないか。

【小早川委員長】 ほかに、いかがでしょうか。

【牧原委員】 少子高齢化で人口減少社会であるということ、それに伴い行政需要が都市部に、大都市圏にいろいろ拡大するという話と、今の指定都市制度と、どのあたりが結びついているというイメージなんでしょうか。

【山﨑行政課長】 確かに、これも実は地方制度調査会で議論になっているところなんですけれども、どちらかというと都市を核に、周辺の圏域を巻き込みながら地域を支えていく必要があるというメッセージで、そのときに指定都市に事務の移譲をすることによって、より政策選択の自由度を指定都市側にあげてあげる。それから、税財源も指定都市に渡していくというところで、指定都市の部分は説明ができるのかなと。あと、中核市・特例市について言うと、やはり周辺との協力関係の形成を促していくということと、権限を移譲してそこで動きやすくすること。それから、財政措置を加えることによって地域の支えにさせることという流れなんですが。

【牧原委員】 ここでの都市問題についての議論というのは、少なくとも私がかつて勉強した時代の都市問題と異なると言うことではないかと思います。といいますのは、かつては都市が成長することを前提に、さまざまな問題にどう対応するかという形で、大都市圏政府みたいなものを設けるという議論を展開していたように思います。これに対して、おそらく日本が今、直面しているのは、世界がこれまで直面していなかった新しい問題だろうと思うんですけれども、イメージとして、人口は都市部で減っていくのか、それとも人口は減らないけれども、高齢者が全体で増えていくというイメージなんですか。

【山﨑行政課長】 これは、もう私の個人的な話になるかもしれませんけれども、全体の人口が減る中で都市部に集まっていくと。

【牧原委員】 やはりそれでいいんですか。

【山﨑行政課長】 結局は、買い物だとか病院だとかの機能を考えたら都市に集まってくる、都市の人口全体は高齢化していくというイメージなんですが。

【牧原委員】 やはりその場合、多分、最後の大都市圏域の調整という問題ですよね。 つまり、広く網を打つような行政のスタイルと、今、言ったように中心部に、むしろコン パクトに制度を丁寧に手当てするという問題とはやや性格が異なるように思います。今の お話ですと、動ける人は都市部に動いていって、そこで一定のサービスなり、行政サービ スなり、民間のサービスを受けて、また遠くのベッドタウンみたいなところに帰っていく。 けれども、中心部に集まれない人もいるわけですから、中心部に集まる人、そうではなく 周縁に生活し続ける人、それぞれをどうするかというようなことを考えてほしいと思うん ですが。

【山﨑行政課長】 そうですね。あわせまして、例えば都市部に出てこられない地域もあるので、そこは1月からの基礎自治体論で、基本的な公共サービスをどう提供する、構築するかをやっていかなくてはいけない。

【牧原委員】 あと1つだけ。今、三大都市圏を挙げられていますが、その中でもイメージが地域によって相当違いますよね。交通の発達も違うし、あるいは人口の稠密度とか。三大都市圏ではありませんが、宮城県仙台市あたりを見ても、東北地方というと各市庁所在地の性格づけというのは相当違うように思います。幾つかのパターンを相当きめ細かに考えていかないと、何となく実態に合わないものになるようなイメージがちょっとあるんですよね。

【山﨑行政課長】 特に指定都市に関して言うと、通勤、通学10%圏域の姿が随分違っています。

【牧原委員】 ですよね。

【山﨑行政課長】 三大都市圏に関して言うと、都道府県域をはるかに超えているんです。特に首都圏、関西圏は。ところが、仙台市の圏域だと宮城県内に大体おさまっています。宮城県内のほとんどの部分が10%圏域に入っているという状況なので、札幌とか仙台とか広島、福岡に対する処方箋と三大都市圏の処方箋は違うと思われます。

【牧原委員】 そうですよね。浜松とか、ああいうところはまた違うわけですね。

【山﨑行政課長】 違います。新潟とか浜松については、思い切り合併をしていますので、通勤、通学圏域がほとんど一つの市に集まりつつあるという感じになっています。

【牧原委員】 わかりました。

【渡井委員】 私は、一つは感想程度なんですけれども、やはりこれを拝見していますと、二重行政の解消ということと、住民自治の強化というものが柱になっているように見えますが、二重行政の解消ということをまず考えますと、やはり県と市の階層制というものがある限りは、完全に解消するのは難しいような気がします。一方で、最後のところですけれども、特別市のご議論などを聞いていますと、それでは全部権限を移せばいいかというと、そうでもないというあたりで調整が難しいお話かなと思いました。

もう1点は、どういう権限を移していくかというところで、都道府県から指定都市に移

譲する事務ということですけれども、最初に都市計画と農地等の土地利用というものが挙がっていまして、最初に挙がっていることに何か意味があるのかどうかはわかりませんけれども、そうなりますと、都市計画法ですとか、農地法の改正も含めて問題になるだろうと思うんですね。特に農地法なんかは、県の権限は農地の転用とかいうことに関して強いと思うんですけれども、そういった関連する法律の改正なども含めて、こういったことをどのくらいのスパンでお考えになるとか、実際の実現の見通しということについてはいかがでしょうか。

【山﨑行政課長】 もちろん、これは個別法を全ていじる必要があります。特に入れていますのは、地方分権改革推進委員会が1回処方箋を出しているもので、それについて勧告をされたにもかかわらず計画に入らなかったという部分がありますから、かなり難航はするんだろうと思います。私どもとしては、指定都市側に都道府県の主立った権限を全部挙げまして、ほんとうに受け取れるかどうかということを調査している状況で、一番小さな指定都市も受け入れられるというところの水準を、まず見定めなくてはいけないと思っています。その上で、今度は指定都市を包括する都道府県側に、渡せるか、渡せないかという話をしなくてはいけない。それで、両方がいいと言っているのに渡さないのかというふうに、各省と話をしなくてはいけないのではないかと個人的には思っています。

そこの段取りを間違えてやると、かなり難航していくのではないか。各省の感じも、だんだん変わってきています。各省も、県ばかりかわいかったのが、市でもいいというところも出ているので、大分違ってはきていると思いますけれども、そこはやってみないとわからないと思います。

【渡井委員】 ありがとうございます。

【小早川委員長】 よろしいですか。

【髙橋委員長代理】 渡井先生のご質問ともかかわりますが、先ほどご説明いただいた、 6ページの条例による事務処理特例制度についてです。 先ほどの話ですと、都道府県主導 で使われていように伺ったのですが、例えば土地利用とか都市計画などの分野ですと、む しろ市側が積極的に使いたがるところが多いのではないかと思います。

もう少し申し上げますと、現在、法律上は都道府県側に許可権限があるにしても、条例 による事務処理特例制度によって、もう市側に移ってしまっている分野が結構あるのでは ないかという印象を持っています。例えば、農地の転用許可などは、この前ちょっと調べ ましたら、正確な割合はわかりませんけれども、事務処理特例制度を使っている県がかな り多く、市のほうに移っていました。関係者に話を聞くと、市側が要望している場合も多 いようです。

伺いたいのは、条例による事務処理特例制度というのは、市の側からは評判のよろしくない制度なのかどうか。そのイメージは、私のイメージと違っていたもので伺わせて下さい。

【山﨑行政課長】 一般論で言うと、これも分権の目玉で入れましたので、広島県だとか積極的な県は、地方分権をするという観点からどんどん受け取ってくれとやったわけです。そういった意味からすると、県主導で分権を進めるための制度として当初動いた部分がある。そのときに、数を稼ぐと言うと変ですけれども、どちらかというと、こちらもあまりウエルカムでない事務をどんどん渡していこうという運用になった嫌いを、中核市とか特例市側が危惧して見ていたということだと思います。おっしゃるように、ほんとうに欲しい権限は欲しいわけです。それで、くださいということで移っているわけです。

それから、各部局的に言うと、市の現場の部局が受け取りたくないというのもあるんです。市長さんとか企画部局は受けてもいいというのもあったり、ある意味、市側もそんなに統一されていない部分があるように思います。ですから、うまくやっているところもあれば、権限の受容に非積極的な都市からすると迷惑なものが来たということではないかと思うんですね。

【髙橋委員長代理】 土地利用とか都市計画を4ページで挙げられているのは、当初、 第1次勧告で移譲すべきとされたにもかかわらず移譲されていないものの代表例だからと いう事情で挙げられているのでしょうか。

【山﨑行政課長】 そういうことももちろんありますし、当時、分権委員会で議論されるときに、都市というものは、空間管理の権能と対人サービスの権能は基本的なものではないかという話があったんですね。規模能力が非常に増大している指定都市であれば、十分に自己完結的に空間管理ができるという議論があり得るものですから、しかも希望が多いのは、実は聞いてみると、都市計画のマスタープランと県費負担教職員をすっきりさせたいというのは、かなりどこの指定都市も思っているものですから、そこが目玉になるという感じで書いているということです。

【髙橋委員長代理】 ありがとうございました。

【小早川委員長】 いろいろまだまだあるかと思うんですけれども、予定の時間を過ぎましたので、この程度にしたいと思いますが、これで本日の委員会、終了とさせていただ

いてよろしいでしょうか。

それでは、本日の委員会の議事要旨及び議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただいた上で、会議資料とともに公表したいと存じます。よろしくお願いいたします。

本日の委員会はこれをもちまして閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。